

別表（第2条関係）

表彰区分	功績区分	対象
1 自治功績	(1) 行政関係	<p>ア 行政委員会の委員又は監査委員 イ 附属機関の委員その他条例、規則又は要綱で定める委員 ウ 行政相談委員</p>
	(2) 地域社会発展関係	<p>ア 自治連合協議会校区代表者 イ 消費生活関係団体の役員 ウ 交通指導員 エ 交通安全関係団体の役員 オ 防犯関係団体の役員 カ 明るい選挙推進協議会委員 キ 統計調査員 ク 公園愛護委員 ケ その他地域社会の発展に長年尽力し、功績が顕著な者 コ 地域社会の発展に顕著な功績のある団体</p>
	(3) 消防防災関係	<p>ア 消防・防災関係団体の役員 イ 消防団員 ウ その他防火・防災思想の高揚に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 防火・防災思想の高揚に顕著な功績のある団体</p>
	(4) 納税関係	<p>ア 税務関係協力団体の役員 イ その他納税思想の高揚及び納税成績の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 納税思想の高揚及び納税成績の向上に顕著な功績のある団体</p>
2 民生功績	社会福祉関係	<p>ア 社会福祉協議会の役員 イ 民生委員・児童委員の役員 ウ 保護司</p>

		<p>エ 各種相談員又は指導員 オ 校区福祉委員会の役員 カ 社会福祉関係団体の役員 キ 社会福祉施設の設置者又は代表者 ク 保育関係団体の役員 ケ 私立保育所の設置者又は代表者 コ 保育所嘱託医会の役員 サ 赤十字奉仕団堺市地区本部委員会の役員 シ その他社会福祉の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 ス 社会福祉の向上に顕著な功績のある団体</p>
3 環境保健功績	(1) 環境保健関係	<p>ア 医師会、歯科医師会、薬剤師会又は助産師会の役員 イ 保健衛生関係団体の役員 ウ 環境事業関係団体の役員 エ その他環境保健の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 オ 環境保健に顕著な功績のある団体</p>
	(2) 環境保全関係	<p>ア 環境保全関係団体の役員 イ その他環境保全創造に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 環境保全に顕著な功績のある団体</p>
4 産業功績	(1) 商工関係	<p>ア 商工業関係団体等の役員 イ その他商工業等諸産業の振興発展に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 商工業等諸産業の振興発展に顕著な功績のある団体</p>

	(2) 建 設 関 係	ア 建設関係団体等の役員 イ その他建設業等の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 建設業等の振興に顕著な功績のある団体
	(3) 農 水 産 関 係	ア 農業関係団体の役員 イ 水産業関係団体の役員 ウ その他農業又は水産業の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 農業又は水産業の振興に顕著な功績のある団体
	(4) 労 働 関 係	ア 地域労働団体等の役員 イ 労働運動を通じて社会的功績があり、他の模範と認められる者
5 教 育 功 績	(1) 学 校 保 健 関 係	ア 学校医会、学校歯科医師会又は学校薬剤師会の役員 イ その他学校保健の向上に長年尽力し、功績が顕著な者
	(2) 学 校 教 育 関 係	ア 私立の幼稚園、小学校又は中学校の設置者若しくはその代表者 イ 私立の幼稚園、小学校又は中学校の校（園）長 ウ 学校教育関係団体の役員 エ その他学校教育の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 オ 学校教育の向上に顕著な功績のある団体
	(3) 社 会 教 育 関 係	ア 社会教育関係団体の役員 イ その他社会教育又は生涯学習の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 社会教育又は生涯学習の振興に顕著な功績のある団体

	(4) 社会体育関係	ア 社会体育関係団体の役員 イ スポーツ推進委員 ウ その他社会体育の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 社会体育の振興に顕著な功績のある団体
	(5) 青少年教育関係	ア 青少年育成関係団体の役員 イ 青少年指導員 ウ その他青少年の健全育成に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 青少年の健全育成に顕著な功績のある団体
6 文化功績	芸術文化関係	ア 文化関係団体の役員 イ 伝統を有し、技法上価値の高い工芸技術、郷土技能等の保存継承に功績のあった者 ウ その他文化・芸術の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 文化・芸術の振興に顕著な功績のある団体
7 人権功績	人権関係	ア 人権関係団体の役員 イ 人権擁護委員 ウ その他人権意識の高揚に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 人権意識の高揚に顕著な功績のある団体
8 国際交流功績	国際交流関係	ア 国際交流関係団体の役員 イ その他国際交流事業に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 国際交流事業に顕著な功績のある団体

9 公共公益功績	公共事業関係	ア 公共事業の推進に尽力し、功績が顕著な者 イ 公共事業の推進に顕著な功績のある団体
10 特別功績	特別関係	上記の表彰区分に該当するもののほか、市勢の発展に顕著な功績のあったもの

備考

- 1 この表において「役員」とは、会長、副会長、理事、会計及び監査又はこれらに類する役職にある者をいう。
- 2 この表における在職期間等については、表彰の年の 3 月 31 日現在において算定するものとする。この場合において、月の途中で就任し、又は退任したときは、それぞれ当該月の初日から就任し、又は当該月の末日において退任したものとみなして算定するものとする。